

# 消費促進（クーポン）事業 取扱事業者 募集要項

## 1 本事業の目的

本市で開催されるコンベンションの参加者に対し消費を促し、観光の振興及び地域経済の活性化を図ることを目的として、市内登録店舗のみで利用できるクーポン券を発行します。

※コンベンションとは…特定の目的を持った多数の人々が集まって行う会議や集会、大会などのことです。本事業の場合は、本市の区域内において開催される学会、会議、大会等をいいます。

## 2 クーポン券の概要

- (1) 事業名称 : 和歌山市消費促進事業
- (2) クーポン券発行者 : 和歌山市
- (3) クーポン券名称 : わかやましウェルカムクーポン500
- (4) クーポン券発行枚数 : 37,000枚 (予定)
- (5) クーポン券の構成 : リーフレットの一部に印字 (1枚500円)
- (6) 配布対象者 : 和歌山市内で開催されるコンベンションの参加者
- (7) 配布方法 : コンベンション主催者あて送付し、主催者から配布
- (8) 利用期間 : 令和7年6月1日(日)(予定) から令和8年3月31日(火)まで

## 3 応募資格

※登録店舗とは、申請後、市の確認を経て登録店舗リストに登録された店舗を登録店舗といいます。

※取扱事業者とは、登録店舗を経営する事業者をいいます。

### (1) 取扱事業者における応募資格

①市内に事務所又は店舗等を有すること。

②複数店舗を経営する場合において、登録店舗以外ではクーポン券の使用を受け付けられない扱いができること。

③申請者又はその役員が次のいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員（和歌山市暴力団排除条例（平成23年条例第28号。ウにおいて「暴力団排除条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 法人その他の団体で、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員に該当するものがあるもの

ウ 暴力団（暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者

エ 不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的で暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、相当の反対給付を受けないで金品その他の

財産上の利益を供与した者

④和歌山市の入札参加停止の措置若しくは入札参加除外の措置を受けていない者

⑤地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当しない者及び刑法（昭和40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されていない者

## (2) 店舗における応募資格

①届出所在地が和歌山市内の店舗

②次のいずれにも該当しないこと。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの営業を行う店舗

イ 特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う店舗

ウ 反社会的勢力が経営に実質的に関与している店舗

## 4 利用方法

(1) コンベンション主催者から市へ コンベンション開催の申出

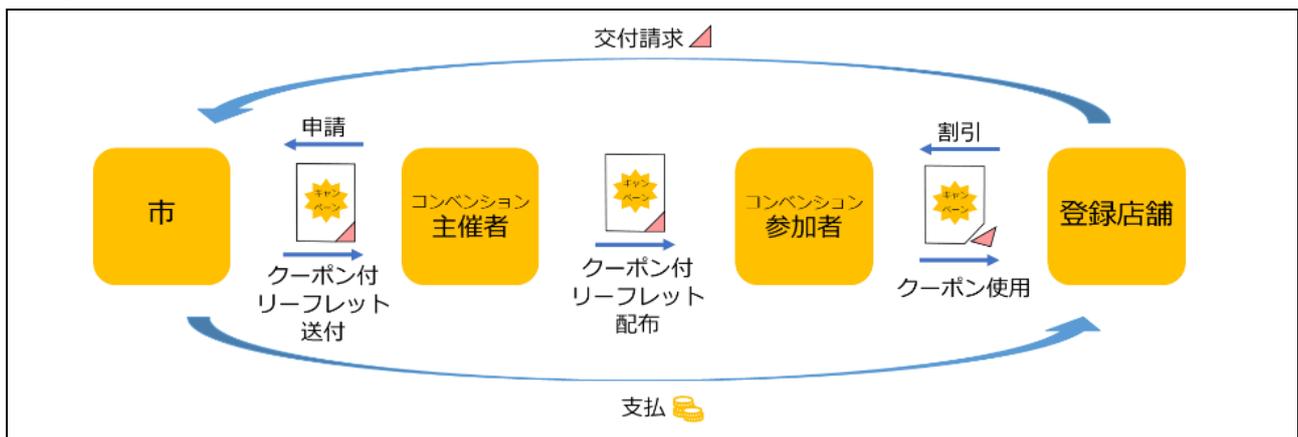
(2) 市からコンベンション主催者へ クーポン券付きリーフレットを送付

(3) コンベンション主催者からコンベンション参加者へ クーポン券を配布

(4) コンベンション参加者が和歌山市滞在中にクーポン券を利用

(5) 登録店舗から市へ クーポン券を集約、交付申請書と併せて提出

(6) 市から登録店舗へ 請求分を精査し換金振込



※クーポン券の提出は、原則として登録店舗が市へ持参してください。

郵送が必要な場合は、事前に市へ連絡のうえ、内容証明付き書留（自己負担）で送付ください。

## 5 利用の対象とならないもの

(1) 500円未満の商品やサービスなど

(2) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入

(3) 出資や債務の支払い（税金、保険料、振込手数料、電気・ガス・水道・電話料金など）

- (4) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (5) 金、プラチナ、銀、有価証券、金券、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、店舗が独自発行する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (6) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預かりを除く）等の不動産や資産性の高いもの（自動車）に関わる支払い
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い
- (8) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (9) その他、市が当該事業の趣旨にそぐわないと判断したもの
- (10) その他、各登録店舗が指定するもの

## 6 クーポン券についての留意事項

- (1) 登録店舗において、利用期間内に限り利用可能。
- (2) 現金との引換は行わない。
- (3) 盗難、紛失、滅失等に対して、市は責を負わない。
- (4) 登録店舗において、利用対象外となる商品については、あらかじめ消費者等が認識するよう明示に努める。なお、利用対象外となる商品をめぐる消費者とのトラブル・苦情に関し、市は責を負わない。

## 7 取扱事業者及び登録店舗の責務

取扱事業者及び登録店舗は次の各号に掲げる事項を遵守すること。

- (1) クーポン券の利用において、利用対象外のもの（「5 利用の対象とならないもの」参照）を扱った取引を行わないこと。
- (2) クーポン券の利用を拒否しないこと。
- (3) 利用者がクーポン券で購入した商品等を返品する際は、現金・電子マネー等による返金が行わず、原則代替品等との交換とすること。ただし、登録店舗が代替品等との交換を行うことができないと判断した場合は、当該利用者に払い戻すことができる。
- (4) クーポン券の不正利用等の疑いがあるときは、市に報告すること。
- (5) クーポン券の取扱方法については、レジ担当者をはじめクーポン券を取り扱う全ての関係者に周知すること。
- (6) 市が配付するキャンペーン周知ポスター等を利用者の見やすい場所に掲示すること。
- (7) 利用者の混乱を招くおそれがあるため、閉店や休業等のやむを得ない事情がない限り、クーポン券が利用できる期間中においては、継続して登録店舗としてクーポン券を取り扱うことについて同意すること。
- (8) (7) の事情により、登録店舗の登録事項の変更や登録を取消す必要がある場合は、速やかに市まで届け出ること。
- (9) 登録店舗関係者がクーポン券を入手した場合においては、当該クーポン券の当該登録店舗での

直接換金、商品仕入れ等への利用は行わないこと。

(10) 本要項を遵守し、クーポン券を適正に取り扱うこと。

(11) 応募内容や、クーポン券の取引に疑義が生じた場合は、調査に協力をする事。

## 8 補助金請求手続方法

消費促進補助金要綱別記様式第1号「補助金等交付申請書」を提出すること。

市は月1回の換金振込を実施する。支払日は原則10日締め、当月20日支払い（20日が銀行の休業日の場合は翌営業日支払い）とする。なお、換金振込は登録応募時に申し出た口座へ行うものとし、これに係る登録店舗の手数料は無料とする。

## 9 応募

### (1) 応募方法

事業に参加を希望する事業者は和歌山市公式ホームページ内の本事業ページ（以下、専用ページという。）より応募するものとする。なお、店舗登録料は無料とする。参加希望店舗は専用ページを確認し、誓約事項に同意のうえ、応募フォームへ必要事項を入力し申請すること。

①専用ページ：<https://www.city.wakayama.wakayama.jp//kankou/conventionkaisaihojyo/1061424.html>

②応募フォーム：<https://logofom.jp/form/fKMM/933612>

### (2) 募集期間

一次募集：令和7年4月1日（火）から令和7年5月9日（金）17：00まで

二次募集：令和7年5月10日（土）から登録店舗数上限まで（200店舗程度を想定）

※一次募集の期間に応募いただいた店舗はリーフレットに店舗名を掲載予定

## 10 スターターキットの送付

審査の結果、承認した事業者にはスターターキットを送付する。

スターターキット内容：①登録店舗用マニュアル ②ポスター

一次募集期間に応募があった店舗については、令和7年5月下旬頃（クーポン使用可能時期まで）にスターターキットを送付予定

二次募集期間に応募する場合については、専用ページ等でスケジュールを確認すること。

## 11 登録店舗の取消し等

登録店舗において、本要項に規定する事項に違反する行為及び「3 応募資格」に該当しないと認められた場合は、市は補助金等の不交付、登録店舗登録の取消しを行うことがある。またその違反行為により、損害金が生じた際は損害賠償請求を行う場合がある。

[違反する行為の一例]

①申請事項を偽って不正に登録する行為

②クーポン券の自己取引や架空取引を行う行為

③詐欺等の犯罪に結びつく行為 など

## 1.2 紛争の解決

クーポン券の利用に際して、登録店舗と利用者との取引に関する苦情又は紛争が生じたときは、当事者間でこれを解決するものとし、市は一切責任を負わない。

## 1.3 その他

- (1) 本要項に記載のない事項、又は、定めのない事項に関しては、市がその対応を決定する。
- (2) 登録店舗の情報（店舗名称・所在地・電話番号・業種等）は、「クーポン券の使えるお店」として専用ページ、リーフレット等に掲載する。
- (3) 一部登録店舗における不正使用の発覚など不測の事態によるクーポン券確認方法の変更など、取扱方法の変更する場合がある。
- (4) 参加申請の際に取得した店舗情報、個人情報等については、本事業の実施の範囲において利用するとともに、市で今後同様の事業を実施する場合、事業の周知等において利用する。
- (5) 登録期間は、令和7年6月1日（日）から令和8年3月31日（火）までとする。ただし、期間満了日までに代表者から更新の意思表示がある場合、同じ条件で次年度同期間の登録は更新されるものとし、その後も同様とする。「1.1 登録店舗の取消し等」に該当する店舗についてはこの限りではない。
- (6) クーポン券の盗難・紛失・滅失又は偽造・変造・模造等に対して、市は一切責任を負わない。
- (7) 本事業において市が必要と認める場合は調査をすることができる。

## 1.4 登録店舗申請における留意事項

本クーポンの利用者について、多くが県外からコンベンションに参加するために本市を訪れる方のため、利用される店舗が土産品や飲食店、コンベンション施設の近隣店舗など業種や立地に偏りが生じる可能性が高いことをご理解の上、申請をご検討ください。

## 1.5 スケジュール

募集開始	令和7年4月1日（火）
募集締切	令和7年5月9日（金）（一次募集締切）
スターターキット発送	令和7年5月下旬
クーポン利用開始	令和7年6月1日（日）（予定）
クーポン利用終了	令和8年3月31日（火）
換金受付（毎月）	10日締め、当月20日振込（休日の場合は翌営業日）

※一次募集において登録店舗が総定数に達しない場合は追加募集を行う予定です。

## 登録店舗誓約事項

- (1) 申請する事業者及び登録する店舗は「3 応募資格」の要件を満たしています。
- (2) 市から配付されたポスター等を掲示し、クーポン券の事業参加店として広く周知に努めます。
- (3) クーポン券の交換、譲渡、売買又は再利用をいたしません。
- (4) クーポン券の直接換金やクーポン券による仕入れは行いません。
- (5) クーポン券を使用できない商品に対して、クーポン券での支払いを受け付けません。
- (6) クーポン券の偽造をはじめ、社会通念上、不正利用と認められる行為など本事業の目的に反する行為は行いません。
- (7) クーポン券を紛失した場合、全て自己責任とします。
- (8) クーポン券の使用期間中は登録店舗として事業に参加し、真にやむを得ない事情がない限り途中辞退はいたしません。
- (9) クーポン券の使用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
- (10) クーポン券の取扱いに対して、市からの改善要望等があった場合にはそれに従います。
- (11) 店舗名・所在地・電話番号・業種・営業時間等の公表（専用ページ・リーフレット等に掲載）について同意します。
- (12) 参加申請の際に登録した店舗情報・個人情報等については、今後、市で同様の事業を実施する場合の事業周知等に利用されることを同意します。
- (13) 市が必要と認める調査に協力します。